

件名	愛媛県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	
内容	<p>地域環境の保全に関する知識の普及啓発その他地域に根ざした環境保全活動の推進に要する経費に充てるため、平成31年度から地域環境保全基金を取り崩すことができるようにするための改正。</p> <p>【改正条例】 ○愛媛県地域環境保全基金条例（平成2年3月23日公布）</p> <p>【改正の概要】 本基金設置以降、運用益を活用して地域環境の保全に関する知識の普及啓発事業等を実施してきたが、国から基金の取崩しを可能とする旨の通知があったことから、基金を効率的に使用するため、31年度から基金を取り崩すこととし、条例に以下の条文を追加するものである。</p> <p>（基金の一部処分） 第6条 知事は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため特に必要があると認めるときに限り、予算の定めるところにより、基金に属する現金の一部を処分することができる。</p> <p>2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、処分額に相当する額が減少するものとする。</p>
施行日	平成31年3月22日
	【その他参考事項】